

各 位

平成 22 年 6 月 7 日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
会 社 名 S B I ホールディングス株式会社  
(コード番号 8473 東証第一部、大証第一部)  
代 表 者 代表取締役 CEO 北 尾 吉 孝  
問い合わせ先 責任者 役 職 名 取 締 役 C F O  
澤 田 安 太 郎  
電 話 番 号 0 3 - 6 2 2 9 - 0 1 0 0 (代 表)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 6 月 7 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループは今、インターネットを中核に据えた世界的にも非常にユニークな金融コングロマリットとしての体制構築をほぼ実現し、今後は近年相次いで立ち上げた金融サービス分野の新規事業が個々に業容を拡大すると同時に、グループ内企業間のシナジー効果を最大限に追求し、海外展開も視野に更なる成長を目指す段階へと差し掛かっております。

また、アジア地域を中心とした潜在成長力の高い新興諸国での投資収益を最大限享受すべく、現地有力パートナーとの共同運営方式で様々な投資ファンドを設立してきており、世界的な金融経済の混乱をむしろ投資の好機と捉え、これら投資ファンド等を通じて成長の見込まれる海外企業等への出資を推進しつつあります。

このように当社グループは、これまで以上に有望な成長機会を創出しうる、まさに新たな発展ステージの入口に立っております。今回の資本調達も、成長をより確実に実現していくための財務基盤の強化・必要資金の確保と位置付けており、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものと認識しております。

### 記

#### 1. 募集による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 の 下 記①及び②の合計による当社普通株式 3,112,000 株  
種 類 及 び 数 ①下記 (4) 記載の一般募集の引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 2,957,000 株  
②下記 (4) 記載の一般募集のうち海外投資家に対する販売に関して引受人に付与する新たに追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 155,000 株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 22 年 6 月 16 日（水）から平成 22 年 6 月 18 日（金）までのいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社、J P モルガン証券株式会社、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。一般募集の主幹事会社は大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社とするが、当社株式を取得しうる投資家のうち機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、同社は J P モルガン証券株式会社と共同で行う。  
当該株式の一部は、引受人の関連会社等を通じて、欧州を中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。また当社は、欧州を中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対する販売のために引受人に上記 (1) ②記載の当社普通株式を新たに追加的に発行することを請求する権利を付与する。  
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所市場第一部における終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 22 年 6 月 23 日（水）から平成 22 年 6 月 25 日（金）までのいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他一般募集による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売出席種の種類及び数 当社普通株式 288,000 株  
なお、上記売出席数種は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。最終の売出席数種は、一般募集の需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出席人 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
- (3) 売出席格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出席格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (4) 売 出 方 法 大和証券キャピタル・マーケットズ株式会社が、一般募集の需要状況等を勘案し、288,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 288,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 大和証券キャピタル・マーケットズ株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成22年7月13日（火）
- (6) 払 込 期 日 平成22年7月14日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込のない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

\*\*\*\*\*  
本プレスリリースに関するお問い合わせ先：

SBIホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 募集による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、288,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成22年6月7日（月）開催の取締役会において、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を割当先とする当社普通株式288,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成22年7月14日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当又は海外販売に係る株式の決済に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成22年7月9日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた全ての株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

上記の他、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式がある場合には、かかる当社普通株式の全部又は一部を海外販売に係る株式の決済又は貸借株式の返還に充当する場合があります。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式のうち貸借株式の返還に充当する株式数並びに安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、この場合には、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は本件第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	16,782,913株	(平成22年4月30日現在)
公募増資による増加株式数	3,112,000株	(注)1
公募増資後の発行済株式総数	19,894,913株	(注)1
第三者割当増資による増加株式数	288,000株	(注)2
第三者割当増資後の発行済株式総数	20,182,913株	(注)2

(注)1. 上記「1. 募集による新株式発行（一般募集）」(1)②記載の権利全部を引受人が行使した場合の数字です。

2. 上記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全数に対し大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 発行済株式総数は、下記「5. その他」(2)記載の通り、新株引受権又は新株予約権の行使により増加する可能性があります。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限49,243,600,000円について、アジアを中心とした成長力のある新興国において現地パートナーと共同設立したファンド及び国内ファンドへの自己投資資金として25,000,000,000円、残額をインターネットを主要チャネルとした金融子会社（関連する事業子会社を含む。）及び海外金融機関への出資又は融資等（子会社を通じた出資又は融資等を含む。）に充当してまいります。なお、平成24年3月期までに全額の充当を予定しております。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金は、積極的な事業拡大を推進するための投融資資金に充当する予定であり、今後の当社グループ収益力の強化が図られるものと考えております。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、グループ企業を含めた連結業績及び当社株価の状況等を総合的に勘案した上で剰余金の配当等を実施することを基本方針としております。

### (2) 配当決定に当たっての考え方

連結当期純利益の20%~50%を配当性向の目安とすることを基本方針としております。配当性向20%以上の配当実施を原則とし、持続的な成長のための適正な内部留保の水準、当面の業績見通し等も総合的に勘案し、更なる利益還元が可能と判断した場合には、50%を上限として配当性向を都度引き上げることを目指しております。

### (3) 内部留保資金の使途

主として将来の事業拡大のための必要資金として活用してまいります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
1株当たり連結当期純損益	376.63円	△1,232.48円	140.30円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	1,200円 (600円)	100円 (—)	100円 (—)
実績連結配当性向	318.6%	—	71.3%
自己資本連結当期純利益率	1.7%	△6.2%	0.7%
連結純資産配当率	5.5%	0.5%	0.5%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純損益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成21年3月期の実績連結配当性向は、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載していません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純損益を自己資本(期首の新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計と期末の新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計の平均)で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首の1株当たり連結純資産の部合計と期末の1株当たり連結純資産の部合計の平均)で除した数値です。
5. 平成22年3月期の1株当たりの年間配当金について、平成22年4月27日付「平成22年3月期決算短信」にて、1株当たり100円とする旨を発表しております。なお、平成22年3月期の1株当たりの年間配当金には、創業10周年記念配当50円が含まれております。
6. 平成22年3月期の数値は未監査の財務諸表に基づいております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)並びに旧商法及び会社法の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権の内容は次の通りであります。なお、今回の公募増資及び第三者割当後の発行済株式総数上限20,182,913株に対する下記の新株式発行予定残数合計の比率は1.5%となる見込みです。

新株引受権及び新株予約権の状況(平成22年4月30日現在)

発行決議日/決定日	新株式発行 予定残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	資本 組入額	行使期間
平成13年12月19日	11,394株	20,796円	10,398円	自平成15年12月20日 至平成23年12月19日
平成14年12月19日	11,448株	5,984円	2,992円	自平成16年12月20日 至平成24年12月19日
平成14年12月19日	19,368株	17,879円	8,940円	自平成16年12月20日 至平成24年12月19日
平成15年6月23日	56,061株	17,879円	8,940円	自平成17年6月24日 至平成25年6月23日
平成15年6月23日	15,813株	27,655円	13,828円	自平成17年6月24日 至平成25年6月23日

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

平成 17 年 6 月 29 日	24,164 株	35,078 円	17,539 円	自 平成17年 7 月28日 至 平成25年 6 月29日
平成 14 年 6 月 20 日 (注) 1	52,458.84 株	12,079 円	6,040 円	自 平成16年 6 月21日 至 平成24年 6 月20日
平成 15 年 6 月 27 日 (注) 2	474 株	23,200 円	11,600 円	自 平成17年 6 月28日 至 平成25年 6 月27日
平成 16 年 9 月 27 日 (注) 3	696 株	25,600 円	12,800 円	自 平成18年10月 2 日 至 平成22年 9 月30日
平成 16 年 10 月 25 日 (注) 4	60 株	25,600 円	12,800 円	自 平成18年10月 2 日 至 平成22年 9 月30日
平成 17 年 9 月 22 日 (注) 5	550 株	37,060 円	18,530 円	自 平成17年12月 1 日 至 平成25年10月31日
平成 14 年 9 月 24 日 (注) 6	3,840 株	4,465 円	2,233 円	自 平成16年 9 月25日 至 平成24年 9 月24日
平成 15 年 8 月 1 日 (注) 6	6,400 株	4,465 円	2,233 円	自 平成17年 8 月 2 日 至 平成25年 8 月 1 日
平成 15 年 6 月 27 日 (注) 7	172.50 株	17,392 円	8,696 円	自 平成17年 7 月 1 日 至 平成25年 6 月26日
平成 16 年 6 月 29 日 (注) 8	19,242.95 株	50,174 円	25,087 円	自 平成18年 6 月30日 至 平成26年 6 月29日
平成 16 年 12 月 22 日 (注) 8	34.50 株	31,914 円	15,957 円	自 平成18年 6 月30日 至 平成26年 6 月29日
平成 17 年 6 月 29 日 (注) 9	19,168.20 株	46,957 円	23,479 円	自 平成19年 6 月30日 至 平成27年 6 月29日
平成 20 年 6 月 27 日 (注) 10	48,116.70 株	12,477 円	6,239 円	自 平成20年 8 月 1 日 至 平成22年 6 月21日
平成 20 年 6 月 27 日 (注) 10	7,987.50 株	12,477 円	6,239 円	自 平成20年 8 月 1 日 至 平成22年 6 月21日
平成 20 年 6 月 27 日 (注) 10	13,142.10 株	48,287 円	24,144 円	自 平成20年 8 月 1 日 至 平成25年 6 月23日
平成 20 年 6 月 27 日 (注) 10	1,682.70 株	56,518 円	28,259 円	自 平成20年 8 月 1 日 至 平成25年 6 月23日

- (注) 1. 合併前の旧イー・トレード株式会社定時株主総会により決議されたものであり、合併により当社が旧イー・トレード株式会社より引継いだ新株予約権であります。
2. 旧エスピーアイ・ホームプランナー株式会社定時株主総会により決議されたものであり、旧 S B I パートナース株式会社が旧エスピーアイ・ホームプランナー株式会社を完全子会社化したことに伴い承継し、その後当社が合併により旧 S B I パートナース株式会社より引継いだ新株予約権であります。
3. 旧エスピーアイ・ホームプランナー株式会社臨時株主総会により決議されたものであり、旧 S B I パートナース株式会社が旧エスピーアイ・ホームプランナー株式会社を完全子会社化したことに伴い承継し、その後当社が合併により旧 S B I パートナース株式会社より引継いだ新株予約権であります。
4. 旧エスピーアイ・ホームプランナー株式会社臨時株主総会及び取締役会により決議されたものであり、旧 S B I パートナース株式会社が旧エスピーアイ・ホームプランナー株式会社を完全子会社化したことに伴い承継し、その後当社が合併により旧 S B I パートナース株式会社より引継いだ新株予約権であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. 合併前の旧SBIパートナーズ株式会社定時株主総会により決議されたものであり、合併により当社が旧SBIパートナーズ株式会社より引継いだ新株予約権であります。
6. 合併前の旧ファイナンス・オール株式会社臨時株主総会により決議されたものであり、合併により当社が旧ファイナンス・オール株式会社より引継いだ新株予約権であります。
7. 旧SBI証券株式会社の前身である旧ワールド日栄証券株式会社定時株主総会により決議されたものであり、その後当社が株式交換により旧SBI証券株式会社より引継いだ新株予約権であります。
8. 旧SBI証券株式会社の前身である旧ワールド日栄フロンティア証券株式会社定時株主総会及び取締役会により決議されたものであり、その後当社が株式交換により旧SBI証券株式会社より引継いだ新株予約権であります。
9. 合併前の旧SBI証券株式会社定時株主総会により決議されたものであり、株式交換により当社が旧SBI証券株式会社より引継いだ新株予約権であります。
10. 株式交換に際して、株式会社SBI証券（旧SBIイー・トレード証券株式会社）の新株予約権者にその保有する新株予約権の代わりとして割当交付された新株予約権であります。

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	44,750 円	23,900 円	10,530 円	18,550 円
高 値	45,050 円	32,500 円	23,720 円	21,150 円
安 値	20,100 円	7,330 円	10,430 円	14,120 円
終 値	23,980 円	10,190 円	18,450 円	15,760 円
株価収益率（連結）	63.67 倍	—	131.50 倍	—

(注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成23年3月期の株価については、平成22年6月4日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益（平成22年3月期の数字は未監査）で除した数値です。なお、平成21年3月期に関しては、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載していません。また、平成23年3月期に関しては、1株当たり連結当期純利益が未確定のため記載していません。

### (4) ロックアップについて

当社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの発行価格等決定日から払込期日の翌営業日の180日後までの期間について、大和証券キャピタル・マーケット株式会社による事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集及び本件第三者割当増資による新株式発行、株式分割、株式無償割当てによる新株式発行若しくは自己株式の交付、当社の会社組織再編に伴う新株式発行若しくは自己株式の交付（ただし、当該新株式発行数が、払込期日の前日の最終の当社発行済株式総数に引受人の買取引受けの対象株式の数を加えた合計の3%未満である場合に限り。）等を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、大和証券キャピタル・マーケット株式会社はその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又は上記の制限期間を短縮する権限を有しています。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。